平成２１年（フ）第１６９１号
福岡市早良区賀茂１丁目51番25号
破産者　宮越　佑樹
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０３７号
福岡市東区西戸崎２丁目１番29―807号
破産者　三苫　奈緒
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１９号
静岡県富士市檜新田349番地の５　マリーンハイム201号、前住所静岡県駿東郡清水町堂庭159番地
破産者　髙橋　由則
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１３８５号
愛知県春日井市味美町２丁目158番地８
破産者　宮地　和彦
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１０３２号
福岡県糸島市二丈吉井1538番地
破産者　石井　和輝
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１２２２号
福岡県糟屋郡新宮町下府５丁目９番21号　井上アパート２号、破産手続開始決定時の住所福岡県古賀市今の庄１丁目１番８―206号
破産者　高井良久美子
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５４０号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番４―304号、破産手続開始決定時の住所札幌市西区発寒15条４丁目９番11号
破産者　井崎　幸子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０号
栃木県那須郡那須町大字高久乙855番地１
破産者　秋元　良成
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第３３４号
石川県かほく市外日角１号１番地８、従前の住所石川県かほく市森カ11番地３
破産者　大畑　明浩
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５３３号
金沢市利屋町234番地１
破産者　今井　壮史
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５９２号
石川県石川郡野々市町粟田２丁目51番地、従前の住所石川県石川郡野々市町本町１丁目38番５号
破産者　青果食品たつのこと　辰野　三郎
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１３号
静岡県浜松市南区金折町440番地の２
破産者　金原　好一
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
京都府宇治市五ケ庄広岡谷２―554、住民票上の住所京都府宇治市木幡須留１番地の36
破産者　田村　武夫
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１７年（フ）第４５６号
和歌山市神前219番地の11
破産者　吉田基松こと　髙　　基松
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第４２０号
和歌山市向44番地の10
破産者　樫原縫工こと　樫原　義秀
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９０号
和歌山市有本204番地の２　インペリアル有本207号
破産者　三木　利和
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１３号
和歌山市和歌川町７番20号
破産者　久保　康子
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６２６号
和歌山市納定11―４　サンハイツ吉田307、住民票上の住所堺市南区竹城台３丁１番16―304号
破産者　石山　嘉敏
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６３９号
和歌山県紀の川市荒見604番地89
破産者　三ヶ崎秀伸
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係